特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和5年6月19日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険に関する事務					
②事務の概要	介護保険法に基づき、破保険者の資格管理、保険料の無謀及ひて収、要介護認定、保険紹行並のに地域支援事業を行う事務。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一項番68の規定により、以下の事務において特定個人情報を用いる。 1 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務 4 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 10 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 地域支援事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 12 地域支援事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 13 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 14 資料の提供等の求めに関する事務 15 「申請管理システム」に関する事務 16 行きな給の事務において、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に一部委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保建会会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。					
③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト 申請管理システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
資格ファイル、賦課ファイル、」	収納ファイル、滞納ファイル、受給ファイル、認定ファイル、給付ファイル、口座登録・連携ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の68の項					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項					

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部長寿課
②所属長の役職名	長寿課長

(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93、94の項

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

健康福祉部長寿課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 TEL 0563-56-2111(代)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

健康福祉部長寿課

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 TEL 0563-56-2111(代)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢>1) 基礎項目評価書2) 基礎項目評価書及び3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・唇	外							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更固定変更日			変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
亚戊07年10月01日	シュニノの夕社	介護保険システム、団体内統合宛名システム、	介護保険システム、団体内統合宛名システム、	車 後	
	システムの名称	中間サーバー	中間サーバー、伝送通信ソフト	事後 	
平成28年4月1日			所属長 長寿課長 岩瀬 茂樹	事後 ————	
平成28年12月1日	事務の概要	1 略 2 被保険者証又は認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付又は市町村特別給付 の支給に関する事務 4~10 略 11 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する 事務	1 略 2 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務 4~10 略 11 地域支援事業に関する事務 12 地域支援事業に関する事務 12 地域支援事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 13 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 14 資料の提供等の求めに関する事務 14 資料の提供等の求めに関する事務 14 資料の提供等の求めに関する事務 ※上記に含まれる事務のうち、高額医療合算介護(予防)サービス費及び高額障害福祉サービス等給付費支給の事務において、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に一部委託をしてより、国保連合会がご載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	
平成30年4月1日	評価美施機関における担当部 署 	所属長 長寿課長 岩瀬 茂樹	所属長 長寿課長 嶋﨑 広高	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	所属長 長寿課長 嶋﨑 広高	所属長の役職名 長寿課長	事後 ————————————————————————————————————	
平成31年4月1日	IV リスク対策	_	各項目を記載	事後 ————————————————————————————————————	
令和2年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か Ⅲしきい値判断項目	平成27年4月8日時点	令和2年3月4日時点	事後 ————————————————————————————————————	
令和3年4月1日	いつ時点の計数か	令和2年3月4日時点	令和3年4月1日時点	事後 ————	
令和3年4月1日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 93、94の項	第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 93、94、95の項	事後	
令和3年6月21日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	テムによる情報連携	42, 56 <i>0</i> 2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 9	別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 3 3, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117の項	事後	
令和5年1月23日			資格ファイル、賦課ファイル、収納ファイル、滞 納ファイル、受給ファイル、認定ファイル、給付 ファイル、口座登録・連携ファイル	事後	
令和5年1月23日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の68の項	番号法第9条第1項及び別表第一の68、100 の項	事後	
令和5年1月23日	4. 情報提供ネットワークシス テルによる情報連携	等関係情報」が含まれる項別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117の項(別表第二における情報照会の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 3 3, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 97, 10 8, 109, 117, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、93, 94, 121の項	事後	
令和5年5月18日	1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	1~14 略	1~14 略 15 「申請管理システム」に関する事務	事後	
令和5年5月18日	1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト 申請管理シス テム	事後	
令和5年5月18日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の68、100 の項	番号法第9条第1項及び別表第一の68の項	事後	
令和5年5月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 97, 10 8, 109, 117, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 3 3, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 97, 10 8, 109, 117, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、93, 94の項	事後	
	Ⅱしきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	 事後	